

深川市農業委員会総会議事録

(第 1 回)

令和 7 年 4 月 28 日
開会 15 時 50 分
閉会 16 時 30 分

農業委員協議会

開会	15 時 55 分
閉会	16 時 10 分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議席	氏名	出席委員	欠席委員
1	五十嵐 剛	○	
2	清水 正勝	○	
3	山崎 和徹	○	
4	富川 裕一		○
5	廣田 和也	○	
6	近藤 洋介	○	
7	青木 実	○	
8	大森 肇英	○	
9	吉川 永充	○	
10	木根 和美	○	
11	増田 貴志	○	
12	光富 靖展	○	
13	大谷 内清	○	
14	荒井 優	○	
15	板垣 昭仁		○
16	菊入 等	○	
17	尾崎 成宣	○	
18	馬木 逸男	○	
19	水野 静也	○	
20	山川 功	○	
21	高橋 淳一	○	
22	棄野 良寛	○	
23	佐々木 弘昭	○	
24	塩尻 総徳	○	
25	下坂 多伊子	○	
26	中川 幸生	○	
27	宮武 努	○	

第1回深川市農業委員会総会議事録

1 開催日時	令和7年4月28日（金）15時50分
2 開催場所	市役所大会議室
3 出席委員	五十嵐 剛委員 外24名
4 説明員	黒田局長・山本係長・宮谷主査・袴田主査・成田主事
5 書記	成田主事

黒田局長	<p>開会宣言（15時50分）</p> <p>只今から、令和7年度 第1回深川市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の総会におきまして富川委員、板垣委員から 欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>会長よりご挨拶をいただきまして、総会を始めさせていただきます。</p>
菊入会長	<p>久しぶりの天気で、農作業でお忙しい中お集まりいただき有難うございます。</p> <p>25日に札幌で会議がありまして、JRで札幌に向かっていましたが、札幌の方は線路沿いに桜が咲いていてとても綺麗でした。深川もそろそろかなと思っております。そんな中、4月から農業委員会も新しい体制を迎えて、局長に黒田さんが就任しましたので、ひとつよろしくお願いいいたします。それから、深川市も地域計画が策定されまして、4月1日から地域計画に基づいて農用地利用集積等促進計画と農地法3条の二本立てになりますので、これから手続きが変わる部分は後で説明がありますので、聞いていただければと思います。また、本日は農政課から今年度予算の説明がありますので併せて聞いていただければと思います。それから水田活用の5年水張りの件は、やらなくていいと決定したそうですのでお伝えします。そんな中でお米の問題はまだまだ続いておりまして、お米の主産地である深川市にとって、どういった風に決着がつくのか心配なところで、しっかりと現場の声を伝えていきたいと思っております。</p> <p>それでは令和7年度第1回総会、よろしくご審議お願いいたします。</p>
菊入会長	<p>日程第1、議事録署名委員を指名します。</p> <p>18番馬木委員、19番水野委員を指名します。</p>
菊入会長	<p>次に、日程第2、諸般報告（1）農業行政報告に入ります。</p> <p>令和7年度 深川市農業関係予算概要について、局長より報告願います。</p>
黒田局長	<p>深川市経済・地域振興部 農政課から、令和7年度深川市農業関係予算概要について 資料が送付されましたので、深川市農業委員協議会議題1としての配布をもちまして、農業行政報告にかえさせていただきます。</p>
菊入会長	<p>ここで総会を暫時休憩します。</p> <p>深川市農業委員協議会に入ります。</p>
菊入会長	<p>(協議会15：55から16：10)</p> <p>深川市農業委員協議会を終了し、総会を再開します。</p> <p>(2) 農業委員会業務報告を局長より報告願います。</p>

黒田局長	3月27日の総会以降、本日の総会前までの主な業務につきましては、お手元に配付のとおりであります。以上で農業委員会業務報告を終わります。
菊入会長	次に、日程第3、委員会報告に入ります。 (1) 農地特別委員会開催結果報告を宮武委員長より報告願います。
宮武委員長	(資料に基づき説明)
菊入会長	報告が終わりましたが、質疑はありませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑なしということで報告のとおりを承認いたします。
菊入会長	次に、日程第4、報告に入ります。
菊入会長	報告第1号 調整委員の指名について、事務局より説明願います。
袴田主査	農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により、記載のとおり調整委員を指名しましたので、ご報告いたします。今月は2件で、番号1番から2番は賃貸借に係るあっせん申し出です。申出年月日と指名年月日は、すべて令和7年4月1日です。あっせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑なしということで報告第1号を承認いたします。
菊入会長	次に、報告第2号 現況証明書の交付について、事務局より説明願います。
成田主事	記載の方より現況証明書の交付願いがあり、確認のうえ、会長専決により交付をしましたのでご報告いたします。今月は4件で、土地の所在・申請者等は記載のとおりです。証明を必要とする理由は地目変更のためです。番号1番から3番は、農業委員会内規2—(1)—アの「法4条・法5条・法73条の許可があり、転用目的等が完了している場合。」に基づき、会長専決により、番号1番及び2番は「宅地」、番号3番は「山林」として交付しております。番号4番は、農業委員会内規2—(1)—ウ『農地の集団性に影響を与えないものである場合や将来的にも農地として使用することが困難であり、農地行政上も特に支障がないと認められる極めて小面積(概ね100m ²)である場合』に基づき「雑種地」として交付しております。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。 (「なし」という声あり)
菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」という声あり)
菊入会長	それでは異議なしということで、報告第2号は原案のとおり決定します。

菊入会長	次に、報告第3号 農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局より説明願います。
山本係長	平成13年改正農業者年金基金法附則第8条第1項の規定により、読み替えられてなおその効力を有するものとされた、旧法施行規則第26条の規定及び、農業者年金基金法 施行規則 第14条の規定に基づき、記載の方から農業者老齢年金裁定請求書を受理し、農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いたします。今月は4件で、1番、3番が新法分、2番、4番が旧法分です。受給権者の氏名、生年月日、農業者年金基金への提出年月日、支給開始年月、年金の加入期間等については記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
菊入会長	(「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑なしということで報告第3号を承認いたします。
菊入会長	次に、日程第5、議案に入ります。 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について、を議題とします。事務局より説明願います。
袴田主査	記載の方から農地法第18条第6項の規定による通知があり、賃貸借の解約が成立していると考えられますので、ご審議をお願いいたします。今月は4件で、番号1番は、借主の経営移譲による解約です。番号2番及び4番は、貸主が売買するための解約です。番号3番は、借主都合による解約です。合意解約日と土地の引き渡し時期については、すべて令和7年4月1日です。解約する土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。
菊入会長	(「なし」という声あり)
菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
菊入会長	(「異議なし」という声あり)
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第1号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明願います。
成田主事	ご説明いたします。記載の方より農地法第3条の規定による農地の権利移転に係る許可申請書の提出がありましたので、許可の適否についてご審議をお願いいたします。今月は1件で、申請地及び申請人氏名・理由・譲受人の経営概況等については記載のとおりです。番号1番は、譲渡人が相続により取得した農地を、経営拡大を図る譲受人に農地を贈与するものです。以上の申請につきまして、地元の委員さんのご意見をお伺いしておりますが、周辺の農地への影響はないと報告いただいており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしております。 説明は以上です。

菊入会長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。 (「なし」という声あり)
菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」という声あり)
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第2号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第3号 買入協議の要請について、を議題とします。事務局より説明願います。
宮谷主査	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第22条第1項の規定により、所有権移転に係るあっせん申出があったもののうち、買入協議が必要と認められたものにつき、深川市長に要請するため審議をお願いします。今月は4件で、買入協議が必要な理由は買入希望者が資金調達等の理由により速やかな買入が不可能なためです。この4件につきましては、来月の農業委員会総会におきまして北海道農業公社が買入れる予定になっております。買入協議に係る農用地、あっせん申出者の氏名、申出年月日等につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。 (「なし」という声あり)
菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」という声あり)
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第3号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第4号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について、を議題とします。事務局より説明願います。
袴田主査	農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対し下記に係る農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請するため、審議をお願いいたします。今月は7件で、番号1番から3番までが売買の案件、4番から7番までが賃貸借の案件です。番号1番から3番は、北海道農業公社の農地売買等事業の売渡で、受け手は借入地取得により経営安定を図るもので、資金対応は、番号1番及び3番はL資金、番号2番は自己資金です。番号4番以降は、賃貸借の案件です。番号4番は、北海道農業公社を転貸して、出し手が期間満了により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は5年間です。番号5番は、北海道農業公社を転貸して、出し手が耕作不能のため経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は1年間です。番号6番及び7番は、受け手が北海道農業公社の農地売買等事業による一時貸付を受け、経営拡大を図るもので、期間はいずれも5年間です。以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなっており、これらの内容はすべて農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしております。なお、これらの案件につきましては、令和7年5月30日に認可及び公告となる予定です。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。 (「なし」という声あり)

菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」という声あり）
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第4号は原案のとおり決定します。 次に、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。 事務局より説明願います。
山本係長	記載の方より農地法第5条の規定による農地転用のための権利設定の申請書提出がありましたので、意見を添え送付のため審議をお願いいたします。 今月は1件で、許可申請地、申請人、転用目的等は記載のとおりです。番号1番は、譲受人が一般住宅を建築するもので、譲渡人がこれに賛同したもので、許可申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた地域であり、農地法運用通知第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)により、3種農地に該当し、許可相当と認められるものです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。 （「なし」という声あり）
菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」という声あり）
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第5号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第6号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について、事務局より説明願います。
宮谷主査	記載の法人より、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人定期報告書の提出がありましたのでご審議をお願いします。報告のありました法人数は4件で、法人名、所在地は記載のとおりです。これら4法人について、定期報告書及び添付書類について確認したところ、農地所有適格法人としての「組織形態要件」、「事業要件」、「構成員要件」、「業務執行役員要件」、「農作業従事要件」の全ての要件を満たしていると認められるものであります。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。 （「なし」という声あり）
菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」という声あり）
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第6号は原案のとおり決定します。
菊入会長	以上で、議事はすべて終わりましたので、農業委員会総会を終了します。
	(総会終了 16時30分)